

富田林市文化財保存活用地域計画

第6章～第9章 地域計画(案)

富田林市文化財保存活用地域計画の構成(案)

序章

第1章 富田林市の概要

第2章 富田林市の歴史的文化資源

第3章 富田林市の歴史文化の特色

第4章 「歴史的文化資源」に関する課題

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

第6章 富田林市の文化財の保存・活用に関する課題・方向性

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第8章 関連文化財群

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

(令和5年5月時点)

第6章 富田林市の文化財の保存・活用に関する課題・方向性

1. 文化財の保存・活用に関する課題

(1) 調査に関する課題

(調査状況) 調査されていない歴史的文化資源が多く残されている。

歴史的文化遺産の悉皆調査が行われておらず、所在把握や状況把握が部分的なものにとどまっており、特に美術工芸品や無形民俗分野の把握が遅れています。また、歴史的な建造物については解体される事例が増えていますが、状況把握ができていません。把握済みの歴史的文化資源においても、価値づけにつながる詳細調査ができていないものがあります。

(調査成果の公表) 市史刊行後の新たな知見や、公表されていない調査成果がある。

発掘調査の原因者から協力を得ながら、調査報告書の刊行や調査現場の公開に努めていますが、整理作業の遅れから十分活用できていない状況にあります。

富田林市史は、本文編全3巻、史料編全2巻が刊行されていますが、通史と史料だけで終わっており、特に構想のみで実現していない民俗編の編さんが望まれます。また、既刊の市史は昭和47年(1972)から刊行終了の平成16年(2004)まで事業期間が30年以上かかっており、その間に新たな資料の蓄積が進んでいるため、改めて富田林市の通史等を整理しなおすことが求められます。

(調査成果の管理) これまでの調査成果について、一元的な管理が進んでいない。

市史編さんにおいて収集した古文書類を撮影したマイクロフィルムの劣化が進んでいます。また、データ化されていない紙資料も多く、史料類の利活用と保存を両立させるためのデジタル化が求められます。

市内の歴史的文化資源の把握データは情報が散在しており、統一的な管理が必要です。

(2) 継承に関する課題

(保存・活用の意識) 歴史的文化資源を保存・活用していくという意識が十分に高まっていない。

本計画作成に関する市民アンケートにおいて回答者の約2割の方が文化財の保存・活用のためにできることはないという回答されているなど、歴史的文化資源を保存・活用していくという意識が市民全体に広がっていません。また、富田林市に新しく転入した住民や比較的若い世代の人々は、地域の歴史的文化資源への興味・関心が低い傾向があります。地域社会総がかりでの保存・活用を進めていくためには、地域のお宝である我が町の歴史的文化資源は私達で守り、育んでいくという意識を市全体で高めていくことが必要です。

(継承人材) 歴史的文化資源を継承していく人材が少ない。

計画作成に関する町総代アンケートにおいて文化財の保存・活用で課題と感じていることとして「後継者や担い手の確保」(36.2%)や「担い手の高齢化対策」(37.1%)など、人材確保を課題とする町会・自治会が比較的多くみられるように、所有者個人や地域で守られてきた歴史的文化資源のほとんどは、人口減少・少子高齢社会のなかで保存・継承が難しくなっています。特に地域での講や伝統的行事といった

無形の文化財の継承については、一部で後継者育成の取り組みが行われていますが、近隣住民同士の結びつきの希薄化も進んでおり、担い手育成は喫緊の課題となっています。

(劣化・喪失危機) 十分な管理ができていないなど、劣化や喪失等の危機にある歴史的文化資源がある。

市の文化財保護条例の制定が平成 29 年度(2017)と遅く、悉皆調査も進んでいなかったこともあり、文化財の市指定が数件にとどまっています。市指定に値する歴史的文化資源であっても喪失している例があり、価値づけを公にするためにも指定等の推進が求められます。

管理が行き届きにくい空き家について、特に富田林寺内町における大型町家の空き家は、その劣化や喪失、歴史的な町並み景観への影響も危惧されており、早急な対策が求められます。

古文書・民具・出土遺物などは学校の余裕教室など、あまり保存・活用に適していない施設に分散保管されているため、適切な環境で保管できる施設の整備が求められます。

個別の文化財について計画的に保存と活用を進めていくためには、基本的な指針となる保存活用計画を作成することが望まれますが、これまで市内の文化財では作成されていません。

(防災・防犯) 防災・防犯対策が十分ではない歴史的文化資源がある。

地震や火災等による損傷や盗難など文化財への被害が全国的にも報告されているなかで、計画作成に関する文化財所有者アンケートにおける防災・防犯対策の現状に関する質問では、体制の構築や防災・防犯に関する整備の不足などの課題が多くあげられています。無住の寺院など非住宅施設で保管されている仏像などについても、所有者管理者への盗難・損壊防止対策の周知が進んでいないことが課題となっており、歴史的文化資源に係るハード・ソフト両面での防災・防犯対策を進めることが求められます。

富田林寺内町では、平成 30 年(2018)に火災により伝統的建造物 1 棟が焼失するといった事故がありましたが、重要伝統的建造物群保存地区の防災計画は未だ作成されていません。

(3) 活用に関する課題

(公開) 歴史的文化資源を実際に見られる機会が多くない。

市民に歴史的文化資源の実物を見てもらおう展示場所として、寺内町センター、旧杉山家住宅、かがりの郷に展示コーナーを設けていますが、それらのショーケースは湿度管理等ができるものではなく、一元的に保存、展示、活用などを行う施設(博物館や資料館など)の整備が求められます。

市内外の人に歴史的文化資源の実物を見て感じてもらうとしても、恒常的に見ることができると歴史的な文化資源は石造物など一部に限られるため、デジタル技術の活用など多様な手法によって公開機会を創出することが求められます。

(多様な資源での活用) 歴史的文化資源の持つ価値や魅力を活かしきれていない。

歴史的な文化資源の価値や魅力を伝える講演会や見学会、体験企画、展示などは、寺内町 4 施設の指定管理者などが実施するもの以外にあまり行われていません。

富田林寺内町は、富田林駅前に観光案内所があり、府内唯一の重要伝統的建造物群保存地区ということもあり観光資源としてのポテンシャルは高いですが、歴史的建造物のほとんどが居住民家等であること

から、積極的な活用が進んでいない現状にあります。また、大型の歴史的建造物の保存には多額の費用がかかることもあり、所有者のみで維持や活用することは困難になっています。

観光資源としての歴史的文化資源の活用は主に富田林寺内町が主であり、他の歴史的文化資源の観光面での活用はあまり活発ではありません。また、観光資源として活用するにしても、環境や体制が整っていないところがあります。

一方、歴史的文化資源を観光振興以外の分野で活用している事例もあることから、他分野の部局等と連携しながら歴史的文化資源を活用していくことが求められます。

(整備) 価値のある歴史的文化資源においても、保存や活用のための整備が十分にできていないものがある。

国の史跡に指定されている新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡お亀石古墳について、新堂廃寺等整備委員会を開催して検討を進めていましたが、長らく中断していたこともあり整備計画の策定が遅れています。

その他の歴史的文化資源についても、現地に入るアクセス道や案内看板等が十分に整備されていないものがあります。

(4) 発信に関する課題

(情報発信) 歴史文化の価値や魅力に関する発信、来訪者への情報提供が十分ではない。

本計画作成に関する市民アンケートにおいて回答者が考える行政がすべきこととして、約6割の回答者が「広く知ってもらうための情報発信」と結果しています。歴史的文化資源に関する情報発信は、広報誌への連載記事を掲載(年3回)するほか、インターネット上で展開するデジタルアーカイブ「おうち de ミュージアム」に指定文化財の高細密画像や富田林市史本文編全文テキストデータなどを掲載していますが、掲載データの構築は専門的なスキルや資機材が必要なため時間と経費を要することから、コンテンツはまだ十分ではありません。

市内の歴史的文化資源の価値や魅力について、歴史にあまり興味がない人も含めて広く伝えていくためには、専門用語を多用せず分かりやすく、ストーリー性を持って身近に感じてもらうように伝えることが求められます。

主要な文化財に設置している説明板、案内板等の更新を随時進めていますが、まだ見直しが必要なサインがあります。また、サイン類を含めて、外国語の併記など様々な人に配慮した情報発信は十分にできていません。

農産物や工芸品などの特産品も富田林市の歴史文化の中で育まれてきた歴史的文化資源だと捉えており、特産品と一体的な情報発信は歴史的文化資源の理解に繋がることが考えられるなど、多様な情報発信の場での展開が求められます。

(5) 仕組みに関する課題

(連携体制) 保存・活用に係る主体者が明確でなく、歴史的文化資源に関わる組織間の連携や、行政・関係団体と主体者の連携が十分でない。

地域社会総がかりで歴史的文化資源の保存・活用を進めていくためには、文化財課だけではなく、歴史

的文化的資源に関わる多様な人や団体等が連携しながら、主体となっていくことが必要です。しかし、庁内連携を含めて歴史的文化的資源を保存・活用する体制は十分に整っていません。

(支援) 歴史的文化的資源の保存・活用に関わる人への支援の仕組みが十分に整っていない。

本計画作成に関する文化財所有者アンケートにおいて、対象の文化財を守っていくためにあればよい支援について、「修理など維持管理の費用の補助」や「防犯対策への支援」、「防災対策への支援」、「管理（修理など）・継承等の相談受付」が比較的多い結果となっています。また、町総代アンケートでは、文化財の活用で市に望むことについて、「活用にかかる財政的支援や補助メニューの周知」が最も多いなど、保存・活用に取り組む人や団体等から支援を求める声が多くあります。保存・活用の取り組みを支えていくためには、民間資金等を活用した財政的支援や人的支援等の取り組みを進めていくことが求められます。

(活用促進) 歴史的文化的資源を活用する市民アイデアを実現する仕組みが整っていない。

本計画作成に関する市民ワークショップでは、主体や方法なども検討された多様なアイデアが出されましたが、市民が考える歴史的文化的資源を活用したアイデアを実現する仕組みは整っていません。

2. 文化財の保存・活用に関する方向性

前節で整理した課題を受けて、各項目における本計画での方向性として、下記のとおり設定します。

(1) 調査に関する方向性

- ・ 悉皆調査や詳細調査、追加調査などによって、歴史的文化資源の把握を進めるとともに、その成果をデジタル化等の手法も用いながら一元的な管理を進めます。また、これまで公開されていない調査成果について順次公開します。

(2) 継承に関する方向性

- ・ 行政や研究者だけでなく、住民が身近にある歴史・文化の担い手であることを認識してもらい、地域への興味や関心、愛着や誇りを育みます。
- ・ 歴史的文化資源を後世に継承していくために、特性に応じた管理を進めるとともに、将来的にも課題に対応できる環境を整えます。
- ・ 歴史的文化資源を災害等による被害から守るために、防災・防犯のための体制や環境等を整えます。

(3) 活用に関する方向性

- ・ 将来的な施設整備やデジタル化等を検討しつつ、市民等に歴史的文化資源の価値や魅力に触れる機会を増やします。
- ・ 歴史に興味のない人も含めて多くの人に歴史的文化資源の持つ価値や魅力に触れる機会を増やすために、分野の垣根を越えて、地域資源としての活用を進めます。
- ・ 歴史的文化資源の保存を進めるとともに、さまざまな分野での活用に向けた環境を整えます。

(4) 発信に関する方向性

- ・ 歴史的文化資源に関するさまざまな情報を、紙媒体だけでなく多様なツールを活用して発信し、まちの活性化につなげます。また、歴史文化をきっかけとした交流人口や新規事業者の移入を促進します。

(5) 仕組みに関する方向性

- ・ 歴史的文化資源の保存・活用に関係する様々な組織が常に連携し、歴史的文化資源を手掛かりにした地域活力の向上につなげます。
- ・ 既存財源の効果的・効率的な活用とともに、民間活力も含めた財源の確保に努めます。また、効果的な人的支援も行い、歴史的文化資源を保存・活用する主体者が円滑に取り組みを進められるような環境を整えます。
- ・ 市民が歴史的文化資源を活用したいという気持ちを発揮できる機会を創出し、その実現へ向けて支援します。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第6章において設定した方向性に基づいて、本計画期間内に実施する措置として、以下の措置を実施します。措置ごとに実施期間（前期(令和6年度～令和8年度)、中期(令和9年度～令和11年度)、後期(令和12年度～令和15年度)）及び取組主体（行政、専門家、企業団体、市民）、想定される財源（市費、府費、国費、民間資金等）を整理し、優先度の高い措置は重点事業として位置付けます。

各措置の実施にあたっては、市費に限らず、府費や国（文化庁、国土交通省など）の補助金、民間資金等を活用して、取り組んでいきます。

1. 調査に関する措置

方向性「悉皆調査や詳細調査、追加調査などにより、歴史的文化的資源の把握を進めるとともに、その成果をデジタル化等の手法も用いながら一元的な管理を進める。また、これまで公開されていない調査成果について順次公開する。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|--------------------------------|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|-----------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 【1-1】年次的調査計画の策定 | 文化財調査を計画的に進めるために、年度ごとに調査計画を定める。 | ■ | | | ◎ | | | | 市 |
| 重点事業 【1-2】分野別悉皆調査の実施 | 市内にある歴史的文化的資源の把握調査を実施する。特に美術工芸品、無形民俗文化財の把握を優先的に進める。 | ■ | | | ◎ | ○ | | ○ | 市 |
| 【1-3】祭り・風習等の記録調査 | 祭りや風習など無形の文化財の記録化（映像、ヒアリング等）を進める。 | | ■ ■ ■ | ■ | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、国、民間資金等 |
| 【1-4】把握済み歴史的文化的資源の詳細調査の実施 | 文化財指定等に向けて、把握済みの歴史的文化的資源の価値を追究する詳細調査を実施する。 | ■ | | | ◎ | ○ | | | 市、府、国 |
| 【1-5】未刊行の調査の報告書作成 | 報告書を刊行していない文化財調査の報告書を作成し、刊行・公開する。 | ■ | | | ◎ | | | | 市 |
| 【1-6】市史改訂版編さんの検討、補遺版の刊行・公開 | 市史刊行後の新たな知見を反映した市史改訂版の編さんについて検討する。また、市史補遺版を作成し、刊行・公開する。 | | ■ ■ ■ | ■ | ◎ | ○ | | | 市 |
| 【1-7】市史編さん時に収集した史料等のデジタル化 | 市史編さん時に収集した古文書など史料のデジタル化を進める。 | ■ | | | ◎ | ○ | | | 市、国 |
| 【1-8】歴史的文化的 | 歴史的文化的資源の名称や位 | ■ | | | ◎ | | | | 市 |

| | | | | | | | | | |
|-------------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 資源のデータベース構築 | 置、時代などを整理したデータベースを構築する。 | | | | | | | | |
|-------------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

2. 継承に関する措置

方向性「行政や研究者だけでなく、住民が身近にある歴史・文化の担い手であることを認識してもらい、地域への興味や関心、愛着や誇りを育む。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される 財源 |
|------------------------------------|--|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|-------------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 【2-1】 歴史的文化的資源継承の必要性についての周知 | 所有者や地域等に向けて、歴史的文化的資源を守り、伝えていくことの必要性について周知を進め、保存・活用意識の醸成を図る。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【2-2】 学校教育及び生涯学習における郷土教育の充実 | 郷土愛を育むために、小中学校での郷土教育や文化財課職員による出前授業等を実施する。 | | | | ◎ | | | ○ | 市 |
| 【2-3】 地域の伝統行事や風習等継承に向けた方策の検討 | 人口減少・少子高齢化社会における地域の伝統行事や風習等の継承方法について検討する。また、かつての祭の姿の復興に向けた検討も行う。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市 |
| 【2-4】 伝統的行事の担い手育成への支援 | 伝統的行事の担い手を育成する取り組みに対して、助言や周知などの支援を行う。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、国、民間資金等 |
| 【2-5】 歴史的文化的資源に関する意向調査の定期的な実施 | 歴史的文化的資源に対する意向の変化を把握するために、意向調査を定期的な実施する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【2-6】 歴史的文化的資源を次世代に継承するためのマニュアルの作成 | 歴史的文化的資源を良好な状態で継承するために、所有者や地域が注意すること等を記したマニュアルを作成する。 | | | | ◎ | | | | 市 |

方向性「歴史的文化的資源を後世に継承していくために、特性に応じた管理を進めるとともに、将来的にも課題に対応できる環境を整える。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | 取組主体 | 想定される |
|-------|---------|----|------|-------|
|-------|---------|----|------|-------|

| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | 財源 |
|---|---|------------|-------------|--------------|----|---------|----------|----|---------|
| 【2-7】文化財の新たな指定、登録等の推進 | 歴史的価値が明らかになった歴史的文化資源について、新たな指定や登録等を検討する。 | ■ | | | ◎ | ○ | | ○ | 市 |
| 重点事業 【2-8】寺内町における大型町家等の空き家への対応 | 富田林寺内町において空き家となっている大型町家を含む伝統的建造物の活用に向けた対応を検討する。 | ■ | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、民間資金等 |
| 【2-9】文書資料の取り扱いの検討 | 行政文書を含む文書資料の保存管理など取り扱いについて検討する。 | ■ | | | ◎ | ○ | | | 市 |
| 【2-10】収蔵・展示施設整備の検討 | 歴史的文化資源を適切な環境で保管し、歴史や文化を感じ学ぶことができる収蔵・展示施設の整備を検討する。 | | ■ ■ ■ | ■ | ◎ | ○ | | | 市 |
| 重点事業 【2-11】「史跡新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡お亀石古墳を計画的に保存・活用していくために、保存活用計画を策定する。」の策定 | 史跡新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡お亀石古墳を計画的に保存・活用していくために、保存活用計画を策定する。 | ■ | | | ◎ | ○ | | | 市、国 |
| 【2-12】「名勝龍泉寺庭園保存活用計画」の策定 | 名勝龍泉寺庭園を計画的に保存・活用していくために、保存活用計画を策定する。 | | | ■ | ◎ | ○ | | ○ | 市、国 |

方向性「歴史的文化資源を災害等による被害から守るために、防災・防犯のための体制や環境等を整える。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される 財源 |
|--|--|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|-------------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 重点事業 【2-13】歴史的文化資源における防災・防犯設備の整備 | 指定等文化財を主として、防災・防犯設備の整備を推進する。 | ■ | | | ◎ | | ○ | ○ | 市、国 |
| 【2-14】文化財ハザードマップの作成 | 災害時に危険度の高い歴史的文化資源を把握しやすくするために、文化財ハザードマップを作成する。 | ■ | | | ◎ | | | | 市 |
| 【2-15】災害発生時における初動対応の事前検討 | 地震や火災等発生時における歴史的文化資源に対する初動対応を事前に検討する。 | | ■ | | ◎ | ○ | | ○ | 市 |
| 重点事業 【2-16】防災・防犯 | 定期的な見廻り、防災・防犯訓練を行う体制が構築され | ■ | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|---|---|-----|
| 体制の構築の促進 | るように働きかける。 | | | | | | | | | |
| 重点事業 【2-17】「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区防災計画」の策定 | 富田林寺内町のハード・ソフト両面での防災対策が進むように、防災計画を策定する。 | | | | | | | ◎ | ○ | 市、国 |

3. 活用に関する措置

方向性「将来的な施設整備やデジタル化等を検討しつつ、市民等に歴史的文化資源の価値や魅力に触れる機会を増やす。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|--------------------------------|--|------------|-------------|--------------|------|-----|------|----|---------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門家 | 企業団体 | 市民 | |
| 【3-1】公共施設での歴史的文化資源の展示 | ホールや図書館など公共施設での歴史的文化資源の展示を行う。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【3-2】伝統的な祭り・行事に触れる機会創出の検討 | 伝統的な祭り・行事に触れる機会創出について検討する。 | | ■ ■ ■ | | ○ | ○ | ○ | ◎ | 民間資金等 |
| 【3-3】AR・VR等デジタル技術による歴史的文化資源の公開 | AR・VR等デジタル技術による歴史的文化資源の公開を進める。 | | ■ ■ ■ | | ◎ | ○ | | | 市、国 |
| 【3-4】収蔵・展示施設整備の検討（再掲） | 歴史的文化資源を適切な環境で保管し、歴史や文化を感じ学ぶことができる収蔵・展示施設の整備を検討する。 | | | | ◎ | ○ | | | 市 |

方向性「歴史に興味のない人も含めて多くの人に歴史的文化資源の持つ価値や魅力に触れる機会を増やすために、分野の垣根を越えて、地域資源としての活用を進める。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|------------|-------------|--------------|------|-----|------|----|---------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門家 | 企業団体 | 市民 | |
| 【3-5】歴史的文化資源に関する講演会、見学会の開催 | 歴史的文化資源の価値や魅力に触れてもらうために、講演会や見学会を開催する。 | | | | ◎ | ○ | | | 市 |
| 重点事業 【3-6】寺内町の公開・活用の今後の | 富田林寺内町における歴史的建造物の公開や生活空間型観光の今後のあり方につ | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|---|---|-----------|
| あり方の検討 | いて検討する。 | | | | | | | | | |
| 重点事業 【3-7】古民家活用の推進 | 富田林寺内町を主として、古民家の活用を推進する。 | | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、国、民間資金等 |
| 【3-8】周遊ルートの設定 | 市内に点在する歴史的文化資源を巡ってもらうために、周遊ルートを設定する。 | | | | | ◎ | | ○ | | 市 |
| 【3-9】アクセス環境改善に向けた検討 | 歴史的文化資源のアクセス環境改善に向けて、巡回バスの設定などを検討する。 | | | | | ◎ | | ○ | | 市 |
| 【3-10】観光資源としての活用の推進 | 富田林寺内町など歴史的文化資源を市内の魅力ある観光資源としての活用を推進する。 | | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市 |
| 【3-11】ウェルネストレイル事業の推進 | 民間事業者等と連携して、「健康×観光」をキーワードとした、市内の魅力資源を結び付けるトレイル事業を推進する。 | | | | | ◎ | | ○ | | 市 |
| 【3-12】観光ボランティアガイドの養成 | 歴史的文化資源を解説する観光ボランティアガイドを養成する。 | | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |
| 【3-13】ロケ地としての活用の推進 | 歴史的な町並みが残されている富田林寺内町などにおいて、映画等のロケ地としての活用を推進する。 | | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |
| 【3-14】地域福祉での活用の推進 | 健康づくりや認知症対策など地域福祉分野での歴史的文化資源の活用を推進する。 | | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |

方向性「歴史的文化資源の保存を進めるとともに、さまざまな分野での活用に向けた環境を整える。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|---------------------------------|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|---------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 重点事業 【3-15】史跡新堂廃寺跡の整備 | 史跡新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡お亀石古墳を計画的に整備していくために、整備基本計画を策定し、計画に基づいて憩いの場としての史跡整備を進める。 | | | | ◎ | ○ | | | 市、国 |

4. 発信に関する措置

方向性「歴史的文化的資源に関するさまざまな情報を、紙媒体だけでなく多様なツールを活用して発信し、まちの活性化につなげる。また、歴史文化をきっかけとした交流人口や新規事業者の移入を促進する。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置(案) | 措置内容(案) | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される 財源 |
|--|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|-------------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 【4-1】市広報誌やWebサイト、SNS等を活用した情報発信 | 市広報誌やWEBサイト、SNS等を活用して、歴史的文化的資源の情報発信を行う。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【4-2】デジタルアーカイブ「おうちdeミュージアム」の更新 | デジタルアーカイブ「おうちdeミュージアム」の内容拡充など継続的な更新を行う。 | | | | ◎ | | | | 市、民間資金等 |
| 【4-3】市内の歴史や歴史的文化的資源について解説する冊子等を優しく解説する冊子等の作成 | 市内の歴史や歴史的文化的資源について解説する冊子等を小学生でも理解できる内容で作成する。 | | | | ◎ | | | | 市、国、民間資金等 |
| 【4-4】歴史ストーリーや「地域のお宝」の発信 | 関連文化財群の歴史ストーリーや「地域のお宝」について、市広報誌等を通じて情報発信する。 | | | | ◎ | | | | 市、国 |
| 【4-5】地域にある歴史的文化的資源のリーフレット作成 | 地域にある歴史的文化的資源を地域住民に認知してもらうために、地域別の歴史的文化的資源のリーフレットを作成する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【4-6】歴史的文化的資源巡りのウォーキングマップの作成 | 市内に点在する歴史的文化的資源を歩いて巡れるウォーキングマップを作成する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【4-7】説明板、案内板の改修・整備 | 劣化している説明板や案内板の改修や新規整備等を行う。 | | | | ◎ | | | | 市、国 |
| 【4-8】情報発信のユニバーサルデザイン化 | 説明板や案内板、印刷物など情報発信ツールの多言語化や色使いの配慮などユニバーサルデザイン化を進める。 | | | | ◎ | | | | 市、国 |
| 【4-9】地域ブランドづくりの推進 | 市内でつくられた農産物や工芸品を含む歴史的文化的資源のブランディングを推進し、新規事業者の移入を促進する | | | | ◎ | | ○ | | 市、国、民間資金等 |
| 【4-10】商工祭や農業祭など他分野のイベントでの情報 | 多くの人に歴史的文化的資源の魅力を知ってもらうために、商工祭や農業祭などの他 | | | | ◎ | | ○ | | 市 |

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|--|--|--|---|--|---|---|
| 発信 | 分野のイベントにおいても情報発信を行う。 | | | | | | | | |
| 【4-11】民間メディアによる歴史的文化資源の紹介の促進 | 市内外に広く情報発信していくために、民間メディアへの情報提供や取材の働きかけを行う。 | | | | | ◎ | | ○ | 市 |

5. 仕組みに関する措置

方向性「歴史的文化資源の保存・活用に関係する様々な組織が常に連携し、歴史的文化資源を手掛かりにした地域活力の向上につなげる。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|--------------------------------------|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|---------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 重点事業 【5-1】保存・活用に関する相談体制の構築 | 所有者や民間団体等からの保存・活用に関する相談を受け付ける体制を構築する。専門的な知識が必要になるため、文化財課の体制強化を検討する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【5-2】庁内関連部局の連絡調整体制の充実 | 多様な歴史的文化資源の保存・活用を進めていくために、庁内関連部局との連絡調整体制を充実化する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【5-3】大学連携の強化 | 歴史的文化資源の保存・活用を進めていくため、市内や近隣に所在する大学との連携を強化する。 | | | | ◎ | | ○ | | 市 |
| 【5-4】大阪府や近隣市町村との連携強化 | 広域的な歴史的文化資源の保存・活用や観光振興等を進めるために大阪府や近隣市町村（南河内地域など）との連携を強化する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【5-5】さまざまな主体者が参加する場の設置 | 計画実施に関わる意見交換を行う場として、(仮称)文化財保存活用地域計画推進協議会を設置する。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市 |

方向性「既存財源の効果的・効率的な活用とともに、民間活力も含めた財源の確保に努める。」に対して、下記の措置を実施します

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | 取組主体 | 想定される |
|-------|---------|----|------|-------|
|-------|---------|----|------|-------|

| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | 財源 |
|-----------------------------------|---|------------|-------------|--------------|----|---------|----------|----|---------|
| 重点事業 【5-6】補助制度の整理及び周知 | 歴史的文化資源の保存・活用に関する国等の補助制度を整理し、所有者や活用団体等に周知する。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 重点事業 【5-7】ふるさと納税充当事業の活用 | 保存・活用のための財源を確保するため、ふるさと納税充当事業の活用を進める。 | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市、民間資金等 |
| 【5-8】所有者や地域等による維持管理への助言等支援 | 所有者や地域等による歴史的文化的文化資源の維持管理に対して、助言等の支援を行う。 | | | | ◎ | | | | 市 |
| 【5-9】地域と人材とのマッチング支援 | 歴史的文化的文化資源の保存・活用にあたって、地域と人材のマッチングを支援する。 | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |
| 【5-10】地域活動への支援のあり方の検討 | 歴史や文化を取り入れた地域活動を活性化させるために、地域活動に対しての支援のあり方を検討する。 | | | | ◎ | | | | 市 |

方向性「市民が歴史的文化的文化資源を活用したいという気持ちを発揮できる機会を創出し、その実現に向けて支援する。」に対して、下記の措置を実施します。

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|---|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|---------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 【5-11】市民の活用アイデアの仕組みの構築 | 歴史的文化的文化資源の保存・活用に関して市民のアイデアを聞く機会を設けるなど、アイデア実現の仕組みを構築する。 | | ■ ■ ■ | | ◎ | | | ○ | 市 |
| 重点事業 【5-12】歴史的文化的文化資源の活用を促進させる制度の検討 | 歴史的文化的文化資源の価値や魅力を伝えて、多様な活用を進める市民や団体等を養成、認定する制度を検討する。 | | ■ ■ ■ | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |

第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群の考え方

本計画では、文化財の一体的な保存・活用を進めていくために関連文化財群を設定し、各関連文化財群の特性に応じた課題と方向性に基づいた措置を推進します。

関連文化財群とは、地域にある多種多様な歴史的文化的資源を特定のテーマ・ストーリーのもと一定のまとまりとして捉えたものです。関連文化財群を設定することによって、未指定文化財を含む歴史的文化的資源の価値づけや理解促進、魅力の発信を図ることができます。

関連文化財群の設定にあたっては、以下の条件をすべて満たすものとします。

【関連文化財群の設定条件】

- 条件1 通史的、網羅的ではなく、特定のテーマを設定する
- 条件2 文化財として保存されている、または保存されるべきもの
- 条件3 地域活性化や観光などへの活用が見込める

本計画では、これらの条件を満たす関連文化財群として、以下の4つを設定します。

なお、各関連文化財群のストーリー、構成文化財、課題、基本的な方向性、措置については、次節に記載しています。

【富田林市の関連文化財群】

- (1) 「古墳と古代寺院跡」に関する関連文化財群
- (2) 「楠木氏と楠公顕彰」に関する関連文化財群
- (3) 「富田林寺内町」に関する関連文化財群
- (4) 「霊場参拝」に関する関連文化財群

2. 関連文化財群の設定と保存・活用に関する課題・方針・措置

(1) 「古墳と古代寺院跡」に関する関連文化財群の概要

①関連文化財群のストーリー

富田林市における集落の成立は、弥生式土器、須恵器、土師器など各種土器片の散布状況や微高地上に位置する立地環境から、市域内を流れる石川の中流域を中心として成立していたことが考えられます。市域には、喜志遺跡や中野遺跡といった大規模な弥生集落跡も存在していました。集落の成立によって地域の有力者である豪族が現れ、古墳が造営されていくようになります。

古墳時代前期は、前方後円墳など大きな古墳が造営されます。本市には、古墳時代前期の古墳として、甘山古墳や真名井古墳（墳丘削平）、板持丸山古墳（墳丘削平）などがあり、石川谷流域にあたる市域の中央を南北に点在しています。このことから、石川谷の開発が弥生時代以降、いくつかの農耕集落に分かれて定着して行なわれ、次第に小地域ごとに首長を擁立していったことがうかがわれます。

古墳時代後期になると、小さな円墳が多くなり、群が構成されるようになります。本市にある古墳時代後期の古墳としては、石川西岸側に平古墳群（墳丘削平）など、石川東岸側に西野々古墳群や田中古墳群、嶽山古墳群などが分布しています。後者は嶽山の西方部に位置し、西野々古墳群は石川沿いの台地上にあり、田中古墳群と嶽山古墳群は西野々古墳群に対して比高差 25m 以上の丘陵南斜面に分布しています。

石川谷では、古墳時代後期にあたる時期に、朝鮮半島の百済との交流をうかがわせる記録があります。『日本書紀』敏達天皇一二年条には、百済国から「日羅」と称する人物が来日した説話が記載されており、「石川の百済の村」、「石川の大神の村」、「下百済の河田の村」といった地名が書かれています。それぞれ、錦織、北大伴・南大伴、北甲田・南甲田・宮甲田であると推定され、集落成立の過程で百済から渡来した集団が住民として加わった事情が推測されます。古代寺院の成立には、その地で力を持った豪族の存在がうかがわれますが、日本に仏教を伝えたと考えられる百済国との交流もある地域でもありました。

南河内で最古級の寺院である新堂廃寺は飛鳥時代前半（7世紀前半）に創建され、四天王寺式伽藍配置で構成されていることが分かっています。新堂廃寺の北西にある丘陵地には、古墳時代終末期に造営されたお亀石古墳がありますが、石棺のまわりには新堂廃寺に使われたものと同じ種類の平瓦が積まれており、新堂廃寺の創建に関わった人物の墓とみられています。また、新堂廃寺やお亀石古墳で使われた瓦は、両者の中間にあるオガンジ池瓦窯で焼かれていたことも分かっています。

新堂廃寺が創建されたころは、全国的に寺院数は少なく、地域的にも限られていましたが、7世紀中葉を過ぎると、寺院数は次第に増加していきます。市域では、白鳳～平安期にかけて細井廃寺や錦織廃寺、龍泉寺などの古代寺院が建立されました。細井廃寺と錦織廃寺は、『日本書紀』敏達天皇一二年条に「石川」と記され、のち『和名抄』に錦部郡百済郷と記載された錦織地域にあることから、この地域の氏族集団の私的な氏寺的性格をこの両寺院はもっていた可能性があります。龍泉寺は、蘇我馬子の創建と伝えられており、現在も法燈を掲げる市内最古の寺院です。龍泉寺の境内各所からは、奈良時代前期から鎌倉時代にかけての多種多様な古瓦が出土しています。

戦後の宅地開発で破壊された遺跡は多いですが、富田林市には「古墳と古代寺院跡」をテーマとしたストーリーがあり、それを構成する歴史的文化資源が現在まで継承されています。

②主な構成文化財

| 名称 | 類型 | 指定等 |
|----|----|-----|
|----|----|-----|

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|-----|
| 【4-6】歴史的文化資源巡りのウォーキングマップの作成 | 市内に点在する歴史的文化資源を歩いて巡れるウォーキングマップを作成する。 | | | | | | | | 市 |
| 【4-7】説明板、案内板の改修・整備 | 劣化している説明板や案内板の改修や新規整備を行う。 | | | | | | | | 市、国 |

(2) 「楠木氏と楠公顕彰」に関する関連文化財群の概要

①関連文化財群のストーリー

光明天皇を擁立した足利尊氏（北朝方）と後醍醐天皇（南朝方）が対立したことで、南北朝の動乱が勃発しました。河内国東条に南朝軍の拠点があり、富田林を含む南河内は争いの場となりました。河内守や河内国守護であった楠木正成や楠木正成の活躍がありましたが、正平3年(1348)の四條畷の戦いで南朝敗戦後、南朝の吉野行宮は陥落しました。その後、南朝の後村上天皇が南北朝の合体を模索していましたが、室町幕府二代将軍の足利義詮が南朝に対して大攻勢をかけ、富田林域内では南北朝内乱中最大の合戦がおこなわれることになりました。

市域には、南北朝時代の城として、元弘2年(1332)に楠木正成が築いた嶽山城があります。『太平記』（巻三四）の「龍泉寺軍事」には、楠木正儀と和田正武が陣を構えていた嶽山城が、甘山あたりに陣をとっていた北朝方によって落城されたことが記されています。嶽山の中腹に位置する龍泉寺は、南北朝時代に度々の戦禍に会い、寺容を一変したと伝えられています。その戦禍から免れたものとして、龍泉寺庭園や龍泉寺仁王門、木造金剛力士像などがあります。

南北朝が合一された後の室町時代、河内国守護となった畠山氏の家督継承をめぐる享徳3年(1454)に大騒動が勃発し、嶽山城は再び合戦の舞台となります。畠山政長が畠山義就を朝敵としたことから、義就と室町幕府軍との争いが勃発します。義就は嶽山と金胎寺山に構えた城郭に、寛正元年(1460)から2年半におよんで立て籠もりましたが、寛正4年(1463)に陥落し、南北朝時代以来の城の歴史に終止符を打ちました。

前述のように南北朝の争いの舞台となった富田林は、明治期に入ると楠公顕彰の地になっていきました。南河内における楠公顕彰が本格化するのには明治30年代以降のことで、その背景として南河内での鉄道整備や顕彰会の組織化などがあります。明治30年代前半に現在の近鉄長野線や南海高野線にあたる鉄道が開業し、交通利便性が高まったことにより、南河内の楠公史蹟が注目されるようになりました。その頃に、南河内では楠氏紀勝会や法憲会といった顕彰会の活動が本格化し、楠公史蹟の整備などが行われました。近鉄富田林駅前にある楠氏遺跡里程標は、楠氏紀勝会によって明治34年(1901)に建立されたものです。

市内における楠公顕彰に関わる出来事として、楠妣庵の再建があります。湊川神社（神戸市中央区）の境内地に楠木正成の夫人を祀る甘南備神社が建立されることとなったのを発端として、楠公夫人が生まれ没した場所である市内の甘南備において、明治39年(1906)に甘南備神社が造営されました。甘南備には、享保5年(1720)の「寺社御改帳」に「正成後室の庵」と記されている楠妣庵という観音堂がありましたが、明治初期の廃仏毀釈によって廃寺となり、明治16年(1883)には建物も撤去されていました。楠妣庵の草庵及び観音堂は、甘南備神社再興後の大正6年(1917)に、建築家伊東忠太の設計によって再建さ

れました。同年5月には、当時の皇太子（後の昭和天皇）が訪れるなど、楠妣庵は本市における楠公顕彰の代表的な場所となっていました。

嶽山城など遺構が見つからない遺跡もありますが、富田林市には「楠木氏と楠公顕彰」をテーマとしたストーリーがあり、それを構成する歴史的文化資源が現在まで継承されています。

②主な構成文化財

| 名称 | 類型 | 指定等 |
|---------------------|-----|---------|
| 龍泉寺庭園 | 名勝地 | 国指定（名勝） |
| 龍泉寺仁王門 | 建造物 | 国指定（重文） |
| 龍泉寺木造金剛力士立像二軀 | 彫刻 | 府指定（有形） |
| 龍泉寺木造聖徳太子立像 附 像内納入品 | 彫刻 | 府指定（有形） |
| 嶽山城跡 | 遺跡 | 未指定 |
| 金胎寺城跡 | 遺跡 | 未指定 |
| 楠妣庵草庵 | 建造物 | 未指定 |
| 楠妣庵観音堂 | 建造物 | 未指定 |
| 楠氏遺跡里程標 | 遺跡 | 未指定 |

③課題

富田林は南北朝の争いの場となり、近代に楠公顕彰史蹟にもなった楠木氏にまつわる場所がいくつかありますが、活用するための環境は十分に整っていません。

また、関連文化財群として一体的な普及・啓発は進んでいません。

④基本的な方向性

「楠木氏と楠公顕彰」の構成文化財の公開・活用を進めるための環境整備を進め、関連文化財群としての総合的な保存・活用と理解促進を推進します。

⑤「楠木氏と楠公顕彰」に関する関連文化財群措置

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される 財源 |
|-----------------------------|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|-------------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 【2-12】「名勝龍泉寺庭園保存活用計画」の策定 | 名勝龍泉寺庭園を計画的に保存・活用していくために、保存活用計画を策定する。 | | | ■ | ◎ | ○ | | ○ | 市、国 |
| 【4-4】歴史ストーリーや「地域のお宝」の発信 | 関連文化財群の歴史ストーリーや「地域のお宝」について、市広報誌等を通じて情報発信する。 | ■ | ■ | ■ | ◎ | | | | 市、国 |
| 【4-6】歴史的文化資源巡りのウォーキングマップの作成 | 市内に点在する歴史的文化資源を歩いて巡るウォーキングマップを作成する。 | ■ | ■ | | ◎ | | | | 市 |
| 【4-7】説明板、案 | 劣化している説明板や案内 | | ■ | ■ | ◎ | | | | 市、国 |

| | | | | | | | | | |
|----------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 内板の改修・整備 | 板の改修や新規整備等を行う。 | | | | | | | | |
|----------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

(3) 「富田林寺内町」に関する関連文化財群の概要

①関連文化財群のストーリー

永禄年間の初め(1558年)頃、京都興正寺第16世証秀上人が100貫文の礼銭を出して荒芝地を買収し、興正寺別院を建立しました。周辺の新堂、中野、山中田、毛人谷の有力者たち八人衆が中心となって、境内地を寺内町として計画的に開発しました。そして、新しく開発された寺内町を「富田林(村)」と名付け、八人衆が年寄役となって町政の運営にあたる自治都市となりました。

富田林寺内町は、興正寺別院を中心として、東西42間、南北20間の街区を基本とする短冊型の町割りで、周囲の土居には竹が植えられていました。南北の通りを筋、東西の通りを町といい、宝暦3年(1753)の富田林村絵図では六筋七町の配置、安永7年(1778)の富田林村絵図では南端に新たに一町が加わり、六筋八町の配置となっています。周囲に通ずる出入口のうち、一里山口と向田坂は東高野街道、山中田坂と西口は富田林街道と連なっていました。高札場は、交通の要路である一里山口を入ったところ設けられていました。

富田林の周辺においても町場が形成され、あるいは形成されようとしていた歴史があります。

大伴には、中世末期、一向宗(浄土真宗)の大伴道場がありました。この大伴道場に元亀3年(1572)10月に宛てられた定書には、「諸式に於いては、富田林・大ヶ塚並」と記されており、大伴道場も公事免除以下の特権をもつ寺内町の建設をめざしていたことが考えられます。大伴道場の寺内町は、その後順調に開発が進みませんでした。道場はやがて円照寺となり、その後も維持されましたが、現在は廃寺となっています。

その同じ頃に、喜志においても、美具久留御魂神社(中世では下水分社とよぶ)を中心とした寺内町を造ろうとした動きがありました。当時の美具久留御魂神社は、仏教色が強く、喜志寺、あるいは下水分寺とも呼ばれていました。美具久留御魂神社に所蔵されている元亀3年(1572)8月の3通の禁制には、「下水分神境」内の住人に対して特権を認めた諸公事免許と徳政停止について記されています。このことから、喜志の人々も大伴道場の人々と同様に「富田林」のような町作りを目ざしていたことが分かります。

興正寺別院の寺内町として開発された富田林寺内町は、江戸時代になると幕府の直轄地となり、在郷町として大きく発展します。近世後期において、大坂周辺地域の在郷町のなかで富田林村を特徴付けた代表的な商工業として、木綿商と酒造業があります。

木綿は、近世の河内国において代表的な商品作物の一つでした。農家が栽培した綿を手紡・手織によって加工された木綿布は、河内木綿と総称され、広くその名が知られていました。富田林における木綿荷物の輸送は、馬方によって堺を経て大坂まで陸送された後、伏見に送られました。販売品種は、厚地の白木綿が圧倒的に多く、染色糸で縞紋様を織り込んだ縞木綿も見られました。

富田林における酒造業は、元禄期(17世紀の終わり)に豊富な米と恵まれた水によって発達しました。享和元年(1801)刊行の『河内名所図会』に「水勝れて善れば、酒造る業の家数の軒をならぶ」と記されるほど、富田林では酒造が盛んに行われていました。享保年間以降の勝手造りの時期に飛躍的に酒造規模を拡大させた酒造家として、仲村家があげられます。仲村家の仲村徳兵衛は、河内一国の江戸積酒造大行司になり、富田林の酒は江戸にも出荷されました。江戸への輸送経路は、喜志村まで陸送され、舟運で石

川を下って多くは伝法、一部は西宮・安治川の船問屋に送られ、そこで江戸積み廻船に積み込まれました。

富田林寺内町は、能の上演や寺子屋の設立といった文芸と教育の町としての側面もありました。造り酒屋を営んでいた杉山家は、文化面でも活躍し、特に能狂言では指導的役割を果たしていました。杉山家は、明治33年(1900)に創刊された『明星』の歌人である石上露子(本名 杉山タカ)が生まれ育った家でもあります。

近世に在郷町として発展した富田林ですが、近代においても市街地として発展していきます。明治12年(1879)の『共武政表』によると、富田林(村)は752戸、人口3,198人で、河内では八尾に次ぐ規模であり、富田林は役所や警察といった行政機関の置かれる南河内の中心地でした。富田林寺内町の旧家から見つかった当時の写真乾板にはビリヤードや卓球などを楽しむ人々の姿が残され、西洋風の建築も建てられるようになり、新しい時代の文化もいち早く取り入れていました。

鉄道の開通など交通網の発達が進むと、町の活気は薄れていくようになりました。高度経済成長の始まる昭和35年(1960)には、富田林の市街地は寺内町や富田林駅前のみでしたが、昭和45年(1970)になると、この中心市街地が拡大するとともに市域西部で金剛団地が市街地を形成し始め、現在の大都市近郊の衛星都市へと変化していきました。

現在の富田林寺内町は、町並み保全運動によって、町割りの大部分は近世の姿をとどめ、近世在郷町の景観を伝える寺院や民家の遺構が多く残されています。このように、富田林市には「富田林寺内町」をテーマとしたストーリーがあり、それを構成する歴史的文化資源が現在まで継承されています。

②主な構成文化財

| 名称 | 類型 | 指定等 |
|-------------------------------------|-----------|----------|
| 富田林市富田林伝統的建造物群保存地区(富田林寺内町) | 伝統的建造物群 | 国選定(重伝建) |
| 富田林興正寺別院本堂・対面所・鐘楼・鼓楼・山門・御成門 附 築地塀3棟 | 建造物 | 国指定(重文) |
| 大伴道場跡 | 遺跡 | 未指定 |
| 美具久留御魂神社 本殿 | 建造物 | 未指定 |
| 富田林寺内町絵図 7鋪一括 | 歴史資料 | 市指定(有形) |
| 旧杉山家住宅 | 建造物 | 国指定(重文) |
| 仲村家住宅 附 普請入用帳、古図 | 建造物 | 府指定(有形) |
| 仲村家文書 附 書籍、板木、印鑑、氏子札、酒造関係等証札類 | 書跡・典籍、古文書 | 市指定(有形) |
| 旧田中家住宅 | 建造物 | 国登録(有形) |
| 中内眼科医院 | 建造物 | 国登録(有形) |
| 葛原家写真乾板 | 歴史資料 | 未指定 |

③課題

富田林寺内町は、大阪府唯一の重要伝統的建造物群保存地区として多くの人が訪れる観光地でもあります。空き家問題など町並み継承にあたっての課題を抱えています。また、住民が生活を行う場でもあるため、寺内町に残されている歴史的建造物など個々の文化財は十分に活用しきれていません。

富田林寺内町は行政のみならず市民や民間団体等によっても積極的に情報発信されていますが、関連

文化財群として一体的な普及・啓発は進んでいません。

④基本的な方向性

「富田林寺内町」をより魅力ある街としていくために、様々な主体と連携し、関連文化財群として点・線・面での実効性のある総合的な施策展開を進めます。

⑤「富田林寺内町」に関する関連文化財群措置

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置（案） | 措置内容（案） | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される 財源 |
|--|---|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|-------------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 重点事業 【2-8】寺内町における大型町家等の空き家への対応 | 富田林寺内町において空き家となっている大型町家を含む伝統的建造物の流通促進に向けた対応を検討する。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、民間資金等 |
| 【2-15】災害発生時における初動対応の事前検討 | 地震や火災等発生時における歴史的文化資源に対する初動対応を事前に検討する。 | | | | ◎ | ○ | | ○ | 市 |
| 重点事業 【2-16】防災・防犯体制の構築の促進 | 定期的な見廻り、防災・防犯訓練を行う体制が構築されるように働きかける。 | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |
| 重点事業 【2-17】「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区防災計画」の策定 | 富田林寺内町のハード・ソフト両面での防災対策が進むように、防災計画を策定する。 | | | | ◎ | | | ○ | 市、国 |
| 重点事業 【3-6】寺内町の公開・活用の今後のあり方の検討 | 富田林寺内町における歴史的建造物の公開や生活空間型観光の今後のあり方について検討する。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市 |
| 重点事業 【3-7】古民家活用の推進 | 富田林寺内町を主として、古民家の活用（飲食店、宿泊施設など）を推進する。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、国、民間資金等 |
| 【3-10】観光資源としての活用の推進 | 富田林寺内町など歴史的文化資源を市内の魅力ある観光資源としての活用を推進する。 | | | | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市 |
| 【3-12】観光ボランティアガイドの養成 | 歴史的な文化資源を解説する観光ボランティアガイドを養成する。 | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |
| 【3-13】ロケ地としての活用の推進 | 歴史的な町並みが残されている富田林寺内町などにおいて、映画等のロケ地としての活用を推進する。 | | | | ◎ | | ○ | ○ | 市 |
| 【4-4】歴史ストーリーや「地域のお宝」の発信 | 関連文化財群の歴史ストーリーや「地域のお宝」について、市広報誌等を通じて情報 | | | | ◎ | | | | 市、国 |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|-----|
| | 発信する。 | | | | | | | | |
| 【4-6】歴史的文化資源巡りのウォーキングマップの作成 | 市内に点在する歴史的文化資源を歩いて巡れるウォーキングマップを作成する。 | | | | | ◎ | | | 市 |
| 【4-7】説明板、案内板の改修・整備 | 劣化している説明板や案内板の改修や新規整備を行う。 | | | | | ◎ | | | 市、国 |

(4) 「霊場参拝」に関する関連文化財群の概要

①関連文化財群のストーリー

近世において市域には、東高野街道や巡礼街道、富田林街道などの街道が四方に通っていました。これらの街道は、地域の人々の生活の道として利用されただけでなく、社寺への参拝の道として全国各地からの往来が盛んな道でした。

東高野街道は、京の都から高野山への参詣の陸路として発達した街道で、石清水八幡宮（八幡市）から生駒山西麓を南下し、河内長野市域で西高野街道と合流する街道です。富田林市域においては、喜志から富田林寺内町を經由して錦織へと南北に通っています。東高野街道沿いには、祠や道標などがあり、錦織には残存例の少ない一里塚（東高野街道錦織一里塚）も残されています。

巡礼街道は、西国三十三所観音霊場を巡る街道で、第四番札所の施福寺（和泉市）から第五番札所の葛井寺（藤井寺市）を結ぶ間に富田林市域を通ります。富田林市域においては、錦織から富田林寺内町を經由して喜志の平へと南北に通っており、錦織から富田林寺内町の区間は東高野街道と同じ道になっています。巡礼街道沿いにおいても、東高野街道と同様に祠や道標などの石造物がみられます。

西国三十三所観音巡礼で人々が行き交った富田林ですが、市内には組と呼ばれる行者組織がありました。組とは、決まった宿と呼ばれる信者の家に立ち寄り、そこで背中に背負ったオセタを開帳しながら、西国三十三所観音巡礼を計33回行うことで満願になる行者を抱えた組織のことです。市内には、旧金胎寺を拠点とした嬉組と、浄谷寺を拠点とした富田林組の2つがあり、昭和20年代まで活動が続いていました。それぞれの地域には、満願の際に村の有力者らによって建てられた西国巡礼三十三度行者満願供養塔や、行者が使用した特殊な笈であるオセタが今も残されています。西国巡礼三十三度行者満願供養塔は他市町村と比べると多く残されており、若松町や富田林町、甲田町などで見ることができます。

このように、富田林市には「霊場参拝」をテーマとしたストーリーがあり、それを構成する歴史的文化資源が現在まで継承されています。

②主な構成文化財

| 名称 | 類型 | 指定等 |
|-----------------------------|----------|-----------|
| 東高野街道 | 遺跡 | 未指定 |
| 巡礼街道 | 遺跡 | 未指定 |
| 東高野街道錦織一里塚 | 遺跡 | 府指定（史跡） |
| 西国巡礼三十三度行者関係資料（嬉組4基7点） | 有形の民俗文化財 | 府指定（有形民俗） |
| 西国巡礼三十三度行者関係資料（富田林組5基11点） | 有形の民俗文化財 | 府指定（有形民俗） |
| 西国巡礼三十三度行者満願供養塔（若松町二丁目、浄谷寺） | 有形の民俗文化財 | 未指定 |

| | | |
|--|--|--|
| 境内、甲田二丁目、宮甲田町、新家一丁目、錦織北一丁目、 錦織北三丁目、彼方、ほか) | | |
|--|--|--|

③課題

富田林市には、東高野街道や巡礼街道といった信仰と深い関係のある街道があり、街道沿いには当時の雰囲気を感じる祠や道標などが残されています。富田林市では、特にオセタや西国巡礼三十三度行者満願供養塔といった西国三十三所観音巡礼に関する歴史的文化資源が多く継承されていることが特徴ですが、それらの詳細調査や価値づけは十分にできていない状況です。

また、関連文化財群として一体的な普及・啓発は進んでいません。

④基本的な方向性

「霊場参拝」の価値に関する調査研究を進め、地域住民によって継承されるよう、構成文化財の魅力の周知を進めます。また、地域住民と連携し、関連文化財群として総合的な保存・活用と理解促進を推進します。

⑤「霊場参拝」に関する関連文化財群の措置

「取組主体」◎：主体的な取組主体、○：その他の取組主体

| 措置(案) | 措置内容(案) | 期間 | | | 取組主体 | | | | 想定される財源 |
|--------------------------------|--|------------|-------------|--------------|------|---------|----------|----|---------|
| | | 前期 R6~8 | 中期 R9~11 | 後期 R12~15 | 行政 | 専門 家 | 企業 団体 | 市民 | |
| 重点事業 【1-2】分野別悉皆調査の実施 | 市内にある歴史的文化資源の把握調査を実施する。特に美術工芸品、無形民俗文化財の把握を優先的に進める。 | ■ | ■ | ■ | ◎ | ○ | | ○ | 市 |
| 【1-3】祭り・風習等の記録調査 | 祭りや風習など無形の文化財の記録化(映像、ヒアリング等)を進める。 | | ■ ■ ■ | ■ | ◎ | ○ | ○ | ○ | 市、国 |
| 【1-4】把握済み歴史的文化資源の詳細調査の実施 | 文化財指定等に向けて、把握済みの歴史的文化資源の価値を追究する詳細調査を実施する。 | ■ | ■ | ■ | ◎ | ○ | | | 市、府、国 |
| 【2-7】文化財の新たな指定、登録等の推進 | 歴史的価値が明らかになった歴史的文化資源について、新たな指定や登録等を検討する。 | ■ | ■ | ■ | ◎ | ○ | | ○ | 市 |
| 【4-4】歴史ストーリーや「地域のお宝」の発信 | 関連文化財群の歴史ストーリーや「地域のお宝」について、市広報誌等を通じて情報発信する。 | ■ | ■ | ■ | ◎ | | | | 市、国 |
| 【4-6】歴史的文化資源巡りのウォーキングマップの作成 | 市内に点在する歴史的文化資源を歩いて巡れるウォーキングマップを作成する。 | ■ | ■ | ■ | ◎ | | | | 市 |
| 【4-7】説明板、案内板の改修・整備 | 劣化している説明板や案内板の改修や新規整備等を行 | | ■ | ■ | ◎ | | | | 市、国 |

| | | | | | | | | | |
|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | う。 | | | | | | | | |
|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|

第9章 文化財の保存・活用の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域社会総がかりで進めていくために、生涯学習部文化財課を中心として、表9-1に示す組織（庁内関係課、市内関係団体等）と連携しながら進めます。

また、本計画の推進に関して、措置の実施状況を検証し、助言や審議を行う協議会として、「富田林市文化財保存活用地域計画推進協議会」を組織し、計画の進行管理と関係団体等の連携が促進されるようにします。

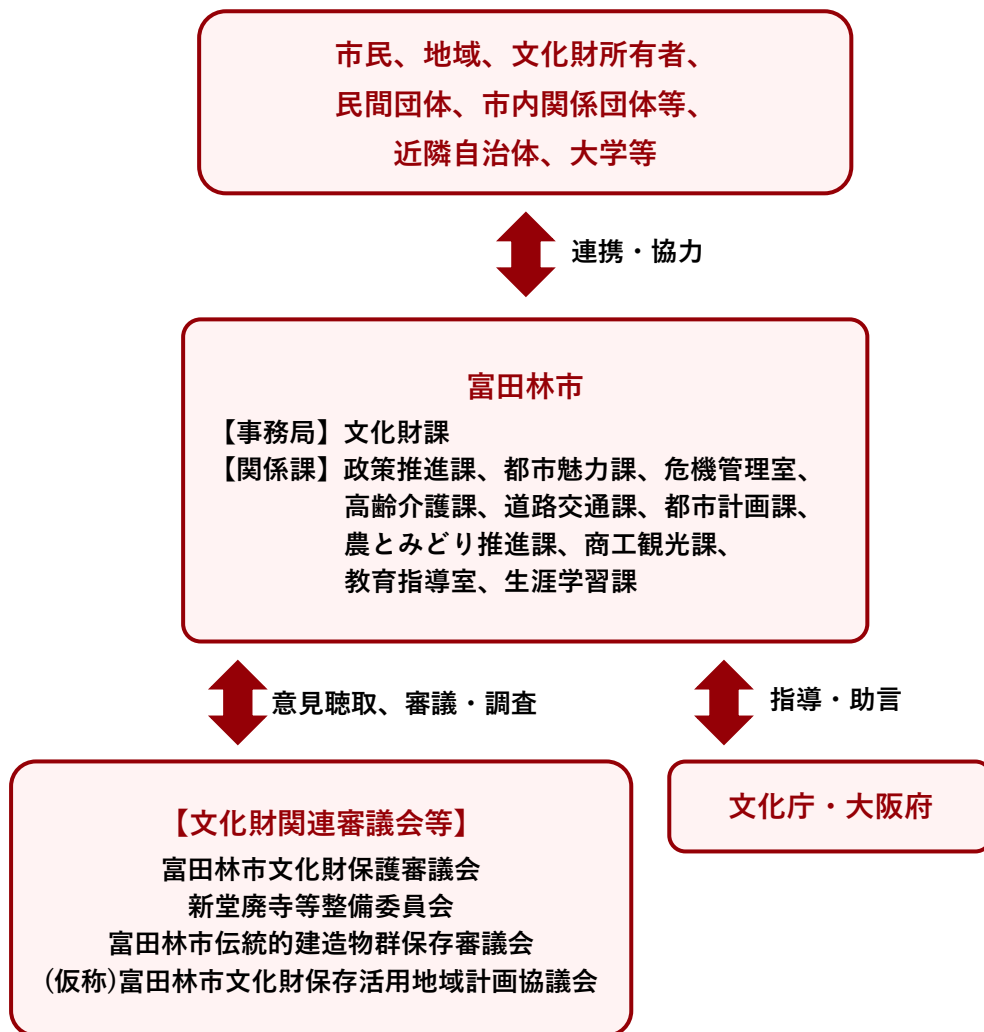


図9-1 推進体制の関係図

表 9-1 本計画推進に関連する組織

| 文化財関連組織 | | 本計画推進に関する主な業務内容等 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|---|-----------------------------|
| 富田林市 (庁内) | 生涯学習部 文化財課 | ・文化財の保存・活用、市史編纂に関する こと ・寺内町などの町並み保全に関する こと | |
| | 市長公室 政策推進課 | ・総合ビジョン・総合基本計画、組織・定 数、地方創生に関する こと | |
| | 市長公室 都市魅力課 | ・広報、シティセールスに関する こと | |
| | 市長公室 危機管理室 | ・防災・防犯に関する こと | |
| | 健康推進部 高齢介護課 | ・介護予防事業に関する こと | |
| | 産業まちづくり部 道路交通課 | ・道路占用物に関する こと ・総合的な交通政策に関する こと | |
| | 産業まちづくり部 都市計画課 | ・都市政策、都市計画に関する こと | |
| | 産業まちづくり部 農とみどり推進課 | ・農林振興に関する こと ・公園管理、自然環境保全に関する こと | |
| | 産業まちづくり部 商工観光課 | ・観光事業の推進に関する こと | |
| | 教育総務部 教育指導室 | ・学校教育に関する こと | |
| | 生涯学習部 生涯学習課 | ・社会教育・生涯学習の事業、若者 施策に関する こと | |
| 文化財関連 審議会等 | 富田林市文化財保護 審議会 | 市内の文化財の保存、継承及び活用 に関して、委員会の諮問に応じ調査 審議を行うとともに、意見を具申 する。 | 学識経験者：6名 市民：1名 |
| | 新堂廃寺等整備委員 会 | 国指定史跡新堂廃寺附オガンジ池 瓦窯跡、お亀石古墳の一体的整備 及び活用に関して検討・協議を行 う。 | 学識経験者：6名 |
| | 富田林市伝統的建造 物群保存審議会 | 市長及び委員会の諮問に応じ、保 存地区の保存等に関する重要事項 について調査審議を行うとともに、 これらの事項について市長及び委 員会に建議する。 | 学識経験者：6名 地元：5名 行政：4名 |
| | (仮称)富田林市文化 財保存活用地域計画 協議会 | 「富田林市文化財保存活用地域計 画」の推進に関して、措置の実施 状況を検証し、助言や審議を行 う。 | |
| 文化財関連 施設 | 重要文化財旧杉山家 住宅 | 国の重要文化財で、企画展示など が行われ、有料で公開している施 設 | 寺内町4施設一括で指定管理者 制度による管理運営 |
| | じないまち交流館 | 寺内町の歴史・文化についての情 報提供や市民の交流の場、来訪者 の休憩所を提供することなどを目 的とした施設 | 寺内町4施設一括で指定管理者 制度による管理運営 |

| | | | |
|---------|---------------------------------|---|-------------------------|
| | 寺内町センター | 寺内町の町並み散策や歴史、文化学習に利用できる施設 | 寺内町4施設一括で指定管理者制度による管理運営 |
| | じないまち展望広場 | 寺内町の成り立ちを示す坂の地形や伝統的な町家の活用を図ることを目的とした施設 | 寺内町4施設一括で指定管理者制度による管理運営 |
| | 旧田中家住宅 | 国の登録有形文化財で、文化的活動などの利用ができる施設 | |
| | 埋蔵文化財センター | 富田林市の埋蔵文化財の調査・研究の拠点施設 | |
| 市内関係団体等 | 大阪大谷大学博物館 | 大阪大谷大学において、教育及び学術研究並びに地域文化の発展に寄与することを目的に設立された施設 | |
| | 町会・自治会 | 防犯・防災活動や福祉活動など様々な地域活動を自主的に行う団体 | |
| | 富田林寺内町をまもり・そだてる会 | 富田林寺内町の歴史的町並み保存運動に取り組む地元住民の会 | |
| | 有限責任事業組合富田林町家利活用促進機構(略称LLPまちかつ) | 空き家等の活用希望者の相談・サポートや所有者への橋渡しなどの役割を担う組織 | |
| | 富田林商工会 | 地域の商工業者によって運営されている地域総合経済団体 | |
| | 富田林市観光協会 | 富田林市内の観光振興を目的に活動を行う団体 | |
| | 観光交流施設きらめきファクトリー | 観光をメインに、文化やアートに関する情報発信等を行う施設 | 指定管理者制度による管理運営 |
| | とんだばやし観光会(とんだばやし観光ボランティア) | 富田林市内を案内する観光ボランティアガイド | |
| その他機関 | 文化庁、大阪府教育庁、近隣自治体等、大学 | | |